

大阪市告示第1118号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次のように市道の一部を廃止する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年8月6日

大阪市長 横山英幸

路 線 名	区 間	廃止の期日
東淀川区第951号線	東淀川区西淡路3丁目789番地から 同 区同 789番地まで (別紙参考図1参照)	告 示 の 日
旭 区 第 1452号 線	旭区清水1丁目115番の4地先から 同区同 110番の3地先まで (別紙参考図2参照)	告 示 の 日
城 東 区 第 2211号 線	城東区野江4丁目71番の6地から 同 区同 71番の6地まで (別紙参考図3参照)	告 示 の 日

矢田枯木第1号線	東住吉区公園南矢田3丁目 147番の2地先から 同 区矢田5丁目 1021番地まで (別紙参考図4参照)	告 示 の 日
矢田枯木第2号線	東住吉区矢田5丁目152番の2地先から 同 区同 1018番地まで (別紙参考図4参照)	告 示 の 日
矢田西第19号線	東住吉区矢田5丁目1023番地から 同 区同 1021番地まで (別紙参考図4参照)	告 示 の 日
矢田西第20号線	東住吉区矢田5丁目1023番地から 同 区同 1023番地まで (別紙参考図4参照)	告 示 の 日

(建設局総務部管財課)